

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

洲本市監査委員

令和7年度財政援助団体等監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査（補助金交付に関する事務）

2. 監査の対象

（1）監査対象団体及び所管部署、監査対象補助金

補助金交付団体	所管部署	監査対象補助金等
洲本市国際交流協会	企画情報部 秘書広報課	洲本市国際交流協会事業助成 姉妹都市親善訪問参加市職員負担金
洲本地区民生委員児童 委員協議会	健康福祉部 福祉課	洲本地区民生委員児童委員協議会助成金
五色地区民生委員児童 委員協議会		五色地区民生委員児童委員協議会助成金

（2）監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年9月30日までの当該財政的援助に係る事業の執行状況その他事務

3. 監査の着眼点

<所管部署>

- ①補助金等の交付目的、補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ②補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ③補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- ④補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ⑥補助金等の効果、条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。また、補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等がある場合、同様の確認がなされているか。
- ⑦補助金等交付団体への指導・監督は適切に行われているか。
- ⑧補助金等交付による効果等を評価し、補助金の必要性を見直すための仕組みがあるか。
- ⑨補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しを必要とするものはないか。

＜財政援助団体＞

- ①団体内で補助金等交付の目的及び条件について、周知及び統制がなされているか。また、監査役、監事等は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- ②補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ④出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥実績報告、精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- ⑦事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ⑧定款、規約、経理規程等諸規程等は整備されているか。
- ⑨現金、預金通帳、銀行印、補助金等で購入した財産（備品）等の管理は適切になされているか。

4. 監査の実施内容

（1）監査の期間

令和7年10月3日から令和7年12月23日

（2）ヒアリング実施日

日程：令和7年12月23日（火）

場所：洲本市役所2階 202会議室

（3）監査方法

事前に監査対象の所管部署及び補助金交付団体から提出された関係帳簿及び書類の確認、各帳票の計算突合、証憑確認及び関係者への質問等により監査した。

5. 監査執行者

監査委員 真野 陽一

監査委員 小松 茂

6. 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 洲本市国際交流協会

ア 補助の目的

国際交流の活動に対し資金助成することにより、姉妹都市交流の促進や友好関係の振興に寄与することを目的とする。

また、協会の事業目的の海外交流である姉妹都市親善訪問に際し、参加した市職員に係る負担金相当分を補助する。

イ 補助金交付団体（令和7年9月30日現在）

団体の名称	洲本市国際交流協会
主たる事務所の所在地	洲本市本町三丁目4番10号 秘書広報課内
設立年月日	平成19年4月1日
設立目的	協会は洲本市と国際姉妹都市関係にある都市との海外交流を通じ、また、世界の人々との交流を通じて地域の国際理解を深め、相互の教育、文化、経済等の振興に寄与することを目的とする。
組織	会員128名 会長1名、副会長4名、参与1名、理事21名、監事2名 (会員内数に含む)
事務局職員数	事務局長1名、職員4名(会員内数に含む)
事業内容	・姉妹都市からの訪問団受入、訪問 ・外国文化理解事業 ・外国語講座の開催 ・会員交流会の実施

ウ 補助金の概要（令和6年度）

補助金等の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
洲本市国際交流協会事業助成 ・姉妹都市等との交流に係る経常的経費	7,785,422円	1,500,000円

姉妹都市親善訪問参加市職員負担金 ・ 姉妹都市親善訪問に係る市職員参加負担金	798,898 円	798,898 円
---	-----------	-----------

エ 監査の結果

(ア) 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金等に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されている。しかし、支出に関しては、その金額の根拠及び領収書等が不十分なものが見受けられたため、明確な根拠書類の整理保存に努めていただきたい。

(イ) 所管部課に対する監査の結果

上記補助金等に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められる。

ただ、実績報告において助成金額に対する収支決算書の提出は求めているものの、当該補助金は団体の運営補助であることから、適正に運用されているかを評価する必要がある。このため、協会の収支決算報告書及び事業成果が確認できる書類の添付を求めることが適当であると考えます。

(2) 洲本地区民生委員児童委員協議会及び五色地区民生委員児童委員協議会

ア 補助の目的

民生委員で組織された協議会に対し助成することにより、民生委員の円滑な活動を支援し社会福祉の増進に寄与する。

イ 補助金交付団体（令和7年4月1日現在）

団体の名称	洲本地区民生委員児童委員協議会 五色地区民生委員児童委員協議会
主たる事務所の所在地	洲本市本町三丁目4番10号 福祉課内
設立年月日	平成18年2月11日（両協議会）
設立目的	当協議会は、複雑多様化する諸問題の解決に向け、行政や関係機関と協同することで地域住民を支援し、安心して暮らすことのできる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

組 織	【洲本地区】 会長 1 名、副会長 2 名、監事 2 名、会計 1 名、地域委員長 10 名 総数 82 名（区域担当 79 名、主任児童委員 3 名）
	【五色地区】 会長 1 名、副会長 2 名、監事 2 名、会計 1 名、地域委員長 5 名 総数 39 名（区域担当 37 名、主任児童委員 2 名）
事務局職員数	職員 5 名（兼務）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居高齢者に関する実態調査 ・ 地域において支援を要する住民の見守り活動 ・ 委員の資質向上を目的とする研修会の開催 ・ その他協議会の目的を達成するために必要な業務

ウ 補助金の概要（令和 6 年度）

補助金等の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
洲本地区民生委員児童委員協議会助成金 ・ 協議会の運営費	3,066,694 円	1,758,400 円
五色地区民生委員児童委員協議会助成金 ・ 協議会の運営費	1,394,732 円	743,200 円

エ 監査の結果

（ア）補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認めるが、収入及び支出命令書は、役員の決裁を受け独立性を担保していただきたい。

協議会は各地域に助成をしているが、その金額の根拠資料又は実績報告等を支出命令書に添付して、支出の透明性を図っていただきたい。

（イ）所管部課に対する監査の結果

上記補助金に係る事務は、おおむね適正であるが、実績報告書により助成金による事業の評価等を適正に実施した書類の整理保存に努めていただきたい。

7. 意見等

地方公共団体は、公益性の高い特定の事業に対し補助を行うものであるから、財政援助に係る根拠資料の整備、その補助内容及び効果についての検証等を行い、透明性の確保を望むものである。

今回の対象団体は、所管部署が事務局を担っているが、補助金交付団体は市とは別の組織である。そのため関係書類等は明確に区分し、それぞれが説明責任を果たせるように書類を整え保存する必要がある。

また、補助金交付については、対象事業及び補助金等の根拠を明確にし、適正な手続きに努めていただきたい。提出された実績報告書により事業目的および効果等を評価し、適正な事務執行につなげていただくようお願いしたい。